

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 研究奨励賞規程

- 第1条 この規程は、宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部規程第3条の目的に基づいて、会員の研究奨励に関する必要な事項を定める。
- 第2条 本会は、優秀な研究を発表したものについて選考の上、専門部長名をもって毎年表彰する。
- 第3条 表彰者の選考にあたっては、選考委員会の推薦による。
- 第4条 選考委員は、本専門部常任運営委員をもってこれにあてる。
- 第5条 選考の対象となる論文は、前年度からの特別支援教育に関する専門誌や単行本及び研究発表会等において発表されたものとする。ただし、長期研修及び内地留学における論文については除外する。
- 第6条 表彰者には表彰状及び記念品を贈呈する。
- 附 則 この規程は、昭和51年12月3日より、これを施行する。
- | | | |
|-------|-------|----------------|
| 平成 4年 | 2月13日 | 一部改正 |
| 同10年 | 2月17日 | 一部改正 |
| 同10年 | 6月19日 | 実施 |
| 同11年 | 2月17日 | 法令変更による一部改正 |
| 同11年 | 4月 1日 | 実施 |
| 同13年 | 2月15日 | 一部改正 |
| 同19年 | 6月 6日 | 法令変更による一部改正・実施 |

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 研究奨励賞規程に関する内規

- 第1条（選考の対象となる論文等）
- 1 選考の対象となる論文は、前年度からの特別支援教育に関する専門誌や単行本及び研究発表会等において発表されたものとする。また、地区又は学校で作成した研究紀要等に掲載された実践研究等も含む。
ただし、長期研修及び内地留学における論文については除外する。
 - 2 自主公開研究会を開催し、研究成果を紀要等にまとめたものなども選考の対象とする。ただし、文部科学省や県、市町村等の指定を受けたものは除く。
 - 3 選考の対象とする論文等は、他の団体から表彰されたものは除く。
- 第2条（研究奨励賞候補の推薦）
- 研究論文等の推薦は、所属長又は地区会長等が行う。
- 第3条（選考書類の提出等）
- 1 選考のために必要な書類は次のとおりとする。
 - ・研究奨励賞候補推薦書 1部
 - ・研究論文又は研究紀要等（自主公開研究会の場合は、開催要項を含む） 1部
 - 2 選考書類は毎年度1回受け付ける。その締切は9月8日とする。
 - 3 選考書類の提出方法は、次のとおりとする。
 - ・学校長より本専門部長あてとする。
- 第4条（研究奨励賞の贈呈数）
- 研究奨励賞を贈呈する数は、毎年度若干名とする。
- 附 則 この内規は、平成22年6月10日より施行する。
- | | | |
|-------|------|------|
| 平成25年 | 2月6日 | 一部改正 |
| 同25年 | 4月1日 | 実施 |